

特急列車利用拡大のための実証事業委託業務
企画提案指示書

1 委託事業名

特急列車利用拡大のための実証事業委託業務

2 業務の目的

道内の鉄道における近距離の運賃収入はコロナ禍前と同程度まで回復しているが、中長距離についてはコロナ禍前の8割程度にとどまっており、都市間移動や観光利用を中心とした特急列車等の利用拡大に向けた方策が必要である。

本業務においてはカウンター設備のある特急車両を活用し、車内での飲食料品・特産品等の販売を一定期間継続的に行うことで車内環境の改善を図り、特急列車の利用者の増加につながる方策の検討と実証を行う。

3 委託業務

事業実施にあたっては、受託者においてJ R北海道をはじめ各事業者と調整を行うこと。

(1) 車内販売の実施

カウンター設備のある特急車両において、車内販売を実施する。車内において販売する商品や価格設定、実施する区間や運営方法等について実証を行い、本事業実施後の事業化の可否などについて評価する。

対象とする列車並びに実証を行う期間及び区間は、任意に設定することができる。ただし、利用者の認知度向上の観点から、例えば1ヶ月間毎日または毎週土日など、各列車において一定期間継続的に実施すること。

実施に当たっては以下の事項に留意すること。

ア 販売箇所については、ラベンダー編成等のラウンジ車両における販売のほか、車内の巡回販売等を想定しているが、ワゴン・台車等は使用しないこと。

イ 飲食料品等の販売について必要な許可申請等、事業実施における必要な手続きは受託事業者において調整・実施すること。

ウ 事業の実施にあたっては、受託事業者がJ R北海道など関係する事業者との調整を行うこと。

エ 受託事業者は、列車内で販売する飲食料品等の選定などについて、必要に応じて沿線自治体と連携を図ること。

オ 受託事業者は、次年度以降の自走化に向けて、事業の実施に当たって効率的な運営方策を検討すること。

(2) 企画の広報

ア 本事業の広報、交通事業者への取材、情報収集・発信など、本事業に係る一連の広報を実施すること。なお、広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多くの道内外の観光客へ訴求できるよう工夫すること。

イ 広報にあたり特設WEBページを作成する場合は、当協議会又は受託者のWEBサイ

ト内に作成すること。なお、作成に当たっては、当協議会WEBサイトの管理事業者との調整は受託者が行うこととし、必要な一切の経費は委託費用内で対応すること。

ウ 上記において具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に活かし、積極的に提案すること。

(3) 事業効果の分析

- ・ K P I の設定を行うこと。
- ・ アンケート等により事業効果を分析すること。

アンケートの際の自由記載等により、定性的な側面からの分析を行うとともに、当該事業が実際の乗車にどの程度繋がっているか、実施効果が実感できるよう、定量的な分析も行うこと。

(4) 報告書の提出

上記①～④について実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書には、K P I の達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の事業自走化に向けた提言について記載をすること。

なお、報告書は、紙媒体（A 4 版）5 部及び電子媒体一式を納品すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山根）

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課内）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

(3) 電話番号 011-204-5351（直通）

FAX 011-232-4643

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年4月1日（火）16：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

6に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和7年4月15日（火）16：00（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(3) 提出場所

6に同じ

9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ その他詳細は、企画提案説明書等による。